

担当課名	クリーンセンター
案件名	1号No.2ダストコンベヤ緊急修繕
案件の概要	1号No.2ダストコンベヤの緊急修繕を実施する。
随意契約の種類	随意契約
契約年月日	令和5年5月20日
契約の相手方	大栄環境株式会社
契約金額	2,420,000円（うち消費税220,000円）
契約期間	契約を行った日～令和6年3月29日
随意契約とした理由	<p>本業務は、1号No.2ダストコンベヤの緊急修繕を実施するものである。</p> <p>ダストコンベヤは、バグフィルターから発生したばいじん(飛灰)を搬送する役割を担っている。今般、コンベヤ内部でばいじんの詰まりが発生し、搬送チェーンが破断した。ダストコンベヤが停止するとごみの焼却運転も停止せざるを得ないことから緊急修繕にて機能の修復を図るものである。</p> <p>ダストコンベヤを含む焼却施設は特殊な設備により構成されており、緊急修繕には施設に精通した者による実施でなければならない。</p> <p>また、焼却炉を稼働しながら修繕を進めていく必要があり、安全性についても配慮が求められる。</p> <p>以上のことから、当該業務を実施できるのは、現運転管理委託業者でもあり、機能・構造及び特性を十分に熟知しており修繕実績のある大栄環境株式会社しかない。よって、大栄環境株式会社と単独随意契約を締結するものとする。（地方自治法施行令第167条の2第1項第5号に該当）</p>